

○令和2年度 福島県内における主な奏功事例

番号	発生日	火災・非火災	概要
1	R2. 4	火災	隣接する住宅から延焼したが、寝室に設置してあった住宅用火災警報器の鳴動により、住人は早期避難ができ、負傷者がでなかった。
2	R2. 4	非火災	台所のガスコンロ(魚焼きグリル)使用中に隣の居間へ移動し食事をとっていたところ、グリルから煙が発生し、台所に設置していた住宅用火災警報器が鳴動したため、火災に至らなかった。
3	R2. 5	非火災	IH調理器使用中に台所を離れたところ、台所に設置してある単独型住宅用火災警報器(煙式)の警報音が聞こえたため、居間にいた所有者が台所に向かいIHのスイッチ及びブレーカーを落とし、火災に至らなかった。
4	R2. 5	非火災	共同住宅2F台所で、お湯を沸かすためガステーブルに火を点けようとしたところ、誤って魚焼きグリルに点火し、気が付かずにその場を離れ放置したため、グリル内の受け皿に堆積した油が過熱発煙し居間兼寝室に設置している住宅用火災警報器が発報。異常に気が付き、ガスの元栓を閉鎖したため、火災に至らなかった。
5	R2. 10	非火災	居住者が鍋を火にかけてたまま、台所から居間に移動していた間に、鍋の中の水分がなくなり、鍋から発煙したことにより台所の住宅用火災警報器が鳴動し、警報音に気付いた居住者がコンロの消火ボタンを押し、ガスの元栓を閉めたため、火災に至らなかった。
6	R2. 12	火災	リチウムイオンバッテリーを長時間充電し続けたことが原因でバッテリーが何らかの異常をきたし出火した。(推定)居室の住宅用火災警報器が鳴動し、出火を早期に発見できたことから、居住者が初期消火を行い、被害を抑えることができた。
7	R3. 3	非火災	居住者が台所のガスコンロで鍋に火をかけたまま、屋外で洗濯物を干していたところ、鍋から白煙が上がり、台所の警報器が鳴動した。付近の住民が鳴動音及び白煙に気づき、ガスコンロを止め、窓を開け排煙したため、火災に至らなかった。
8	R3. 3	火災	居室で電源プラグを差し込んだスチームアイロンから煙が上がり、警報器が鳴動した。別の部屋にいた居住者が鳴動に気づき、居室に行ってスチームアイロンの電源プラグを抜くとアイロン本体から出火したが、屋外に持ち出し、建物への延焼を免れた。